



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次	（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 規則			
*27	和歌山県証紙規則の一部を改正する規則	（会計課）	1
○ 告示			
699	令和8年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（税務課）	2
700	形質変更時要届出区域の指定	（環境管理課）	3
701	総合評価一般競争入札による落札者の決定	（医務課）	4
702	令和8年度五百原県有林間伐事業及び令和8年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（森林整備課）	4
703	保安林の指定施業要件変更予定	（ 〃 ）	6
704	〃	（ 〃 ）	7
705	〃	（ 〃 ）	7
706	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	（ 〃 ）	8
707	道路の区域変更	（道路保全課）	8

規 則

和歌山県規則第27号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則
和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 2（第 5 条関係） 売りさばき機関 海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域づくり部 伊都振興局地域づくり部 伊都振興局健康福祉部 有田振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター	別表第 2（第 5 条関係） 売りさばき機関 海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域づくり部 伊都振興局地域づくり部 伊都振興局健康福祉部 有田振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター

附 則
この規則は、令和8年8月21日から施行する。

告 示

和歌山県告示第699号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和8年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和8年8月7日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

(8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。

(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。

(10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含

む。）全税目

オ 役員等に関する調書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 誓約書

ク 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

ケ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

（2）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、（1）のイ、ウ、エ（イ）、オ及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

（3）（1）のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年8月7日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

（4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年8月17日（月）午後5時30分までに和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

（1）令和8年8月7日（金）から同月21日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

（2）郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和8年8月21日（金）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和8年8月27日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第700号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要

届出区域を次のとおり指定する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 形質変更時要届出区域
有田市初島町浜字城之内750番の一部、同市初島町浜字琴875番1の一部、同市初島町浜字西ノ浜1769番5の一部及び同市初島町浜字西ノ浜1770番6の一部（別図のとおり）
- 2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質及び同条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	カドミウム及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
規則第31条第2項の基準	鉛及びその化合物

- 3 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第58条第5項第12号に該当する。
（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び湯浅保健所衛生環境課並びに有田市市民部生活環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第701号

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務について、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県ドクターヘリの製造委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
川崎重工業株式会社
兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
- 5 落札金額
1,644,940,000円（うち消費税及び地方消費税の額149,540,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年5月15日

和歌山県告示第702号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年度五百原県有林間伐事業及び令和8年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業
- イ 令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業

(2) 履行期限

- ア 令和8年度五百原第1号五百原県有林間伐事業
令和9年3月31日（水）まで
- イ 令和8年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業
令和9年3月31日（水）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和8年8月7日（金）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (8) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (9) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (10) (9)の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和8年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 2（8）から（10）までの要件を満たしていることが確認できる書類の写し

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年8月7日（金）から同月18日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行うものとする。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年8月7日（金）から同月12日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分の間に、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年8月7日（金）から同月18日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和8年8月18日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2976

ファクシミリ番号 073-432-5850

電子メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和8年8月20日（木）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第703号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第704号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第705号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局
森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第706号

令和8年和歌山県告示第649号（以下「告示第649号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
大倉保子
池田三子
廣瀬貞一
田畑ちづ子
廣瀬栄
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第649号のとおり

和歌山県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町元字中田359番3 地先から同市桃山町元字高関28 2番6地先まで	旧	7.42 ） 11.45	229.61	
同上	新	7.95 ） 16.13	229.61	